

## 会津若松市上下水道局建設現場等における遠隔臨場に関する試行要領

(令和6年7月9日決裁)

会津若松市上下水道局建設現場等における遠隔臨場に関する試行にあつては、会津若松市上下水道局建設現場等における遠隔臨場に関する試行要領(令和6年7月9日決裁)の例による。

この場合において、第1条中「会津若松市」を「会津若松市上下水道事業管理者」に、「市監督員」を「上下水道局監督員」に、第3条中「会津若松市」を「会津若松市上下水道事業管理者」に、「市庁舎」を「上下水道局庁舎」と読み替えるものとする。

### 附則

この要領は、令和6年7月9日から施行し、同日以降に締結された契約について適用する。